

岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会公印規程（昭和40年岩手県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p style="text-align: center;">(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、<u>職員課長</u>（以下「<u>課長</u>」という。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">印刻文字</th> <th style="width: 20%;">印 材</th> <th style="width: 50%;">大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県人事委員 会事務局職員課 長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印取扱者)</p> <p>第3条 <u>課長</u>は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>課長</u>の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、<u>課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印の調整等)</p> <p>第7条 <u>課長</u>は、公印の<u>調整</u>又は改刻をしたときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印の事故報告)</p> <p>第8条 <u>課長</u>は、公印に盗難、紛失その他事故があったときは、速やかに、事務局長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印台帳)</p> <p>第9条 <u>課長</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p>	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）	[略]			岩手県人事委員 会事務局職員課 長	[略]		[略]			<p style="text-align: center;">(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、<u>職員課総括課長</u>（以下「<u>総括課長</u>」という。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">印刻文字</th> <th style="width: 20%;">印 材</th> <th style="width: 50%;">大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県人事委員 会事務局職員課 総括課長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印取扱者)</p> <p>第3条 <u>総括課長</u>は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>総括課長</u>の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(印影の印刷)</p> <p>第6条 公印の印影を印刷しようとするときは、<u>総括課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印の調製等)</p> <p>第7条 <u>総括課長</u>は、公印の<u>調製</u>又は改刻をしたときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">(公印の事故報告)</p> <p>第8条 <u>総括課長</u>は、公印に盗難、紛失その他事故があったときは、速やかに、事務局長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(公印台帳)</p> <p>第9条 <u>総括課長</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p>	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）	[略]			岩手県人事委員 会事務局職員課 総括課長	[略]		[略]		
印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）																							
[略]																									
岩手県人事委員 会事務局職員課 長	[略]																								
[略]																									
印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）																							
[略]																									
岩手県人事委員 会事務局職員課 総括課長	[略]																								
[略]																									
備考 改正部分は、下線の部分である。																									

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。